

< 記入例 >

注意事項

1 本書は、特別徴収の従業者等が、異動・退職・転勤等した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業者等の異動があった月の翌月10日（土日の場合は、2月第1日曜日）までです。
 2 従業者等の住所変更の場合は、提出不要です。
 3 異動により給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等を本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1日曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）として提出してください。

受付印 6		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
給与者 所在地 名 称 住所 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 有限会社 ○ ○ ○		給与者 氏名 フリガナ イヅミオオツ ジロウ 氏名 泉大津 次郎 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 60 年 7 月 25 日 個人番号 * * * * * * * * * * * * * * * *		特別徴収指定番号 595-8686		係属氏名 担 当 者 内線 総務 大阪 三郎 0725-33-1131 4321	
宛名番号 54321		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1 3 5 7 9 0 2 4 6 8 0 1 2		特別徴収税額 (年税額) 103,300		異動年月日 令和 6 年 9 月 30 日	
フリガナ イヅミオオツ ジロウ		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 10 月分 9 月分まで 5 月分まで		異動の事由 ※事業主及び従業者の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 8 その他の理由を右欄へ記入	
異動後 住所 1月1日現在 泉大津市田中町○番○号 泉大津市板原町○番○号		特別徴収税額 (年税額) 103,300		(イ) 徴収済税額 34,500		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 68,800	
異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)							

① 特別徴収継続の場合（給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 所在地 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 株式会社 ○ ○ ○	新規 <input type="checkbox"/>	特別徴収指定番号 18765432	担 当 者 氏 名 大阪 太郎 電 話 0725-33-1131(5678)	新しい勤務先へは、 月割額 8,600 円 を 10 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ カブシキガイシャ ○ ○ ○	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要		

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）※従業者が国外へ転出するとわかっている場合、一括徴収にご協力ください。

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	---------------------------	---	---------------	---------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
--	-------------------------------------

◎死亡退職された場合（残額は普通徴収となります）

相続人 (納税承継人)	住所 氏名	続柄
----------------	----------	----

市処理欄		旧特別徴収処理欄	入力者	点 検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		

※届出対象者が複数名おられる場合は、コピーしてお使いください。